播磨町空家等対策計画
【素 案】

令和９（２０２７）年３月

播　磨　町

目　　次

序章　計画の背景 1

1. 空家等に関する基本的な方針 3

1.1 対策の対象とする地区及び空家等の種類 3

1.2 基本的な方針 4

2. 計画期間 5

3. 空家等の調査に関する事項 5

4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項 5

5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項 7

5.1 空家等の利活用の促進 7

5.2 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例の活用 8

6. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置その他の管理不全空家等及び特定空家等への対処に関する事項 9

6.1 管理不全空家等及び特定空家等に対する必要な調査 9

6.2 管理不全空家等及び特定空家等の判断基準 10

6.3 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置 11

6.4 関係法令に基づく措置 13

7. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 14

8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 14

8.1 播磨町空家等対策協議会 14

8.2 播磨町空家等対策推進本部 15

8.3 町庁内推進体制の整備 16

8.4 専門家団体等との連携 17

9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 18

9.1 実効性のある対策に向けた計画等の見直し 18

9.2 今後の取り組み等に関して必要な事項 18

序章　計画の背景

(1)　計画の目的

近年、全国的に空き家が増加しており、超高齢化・人口減少が進む中で今後もその数が増加することが見込まれています。国においては、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため平成 26（2014）年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」）が制定され、令和 5（2023）年 6 月には、空家等対策をさらに進めるため空家法の改正が行われました。空家法第 7 条第 1 項では、市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」）を定めることができるとされています。本町では、平成 29（2017）年 3 月に空家等対策計画を策定し、平成 31（2019）年 4 月には、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的に「播磨町空家等の適正管理に関する条例」（以下、「空家条例」）を制定しました。

国の「住宅・土地統計調査」の結果によると、本町では主に一戸建て住宅が多く、空き家率は全国や兵庫県より低い数値となっていますが、地域住民より周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の相談が寄せられていることから、適切に管理されていない空家等に対して対策や措置を行う必要性が高まっています。また、特に高齢者単身・高齢者夫婦世帯が居住する住宅の空き家化による空き家の増加も懸念されます。

播磨町空家等対策計画（以下、「本計画」）は、空家等に対する町の基本的な方針等を示し、空家等の総合的・計画的な対策の推進を目的としています。

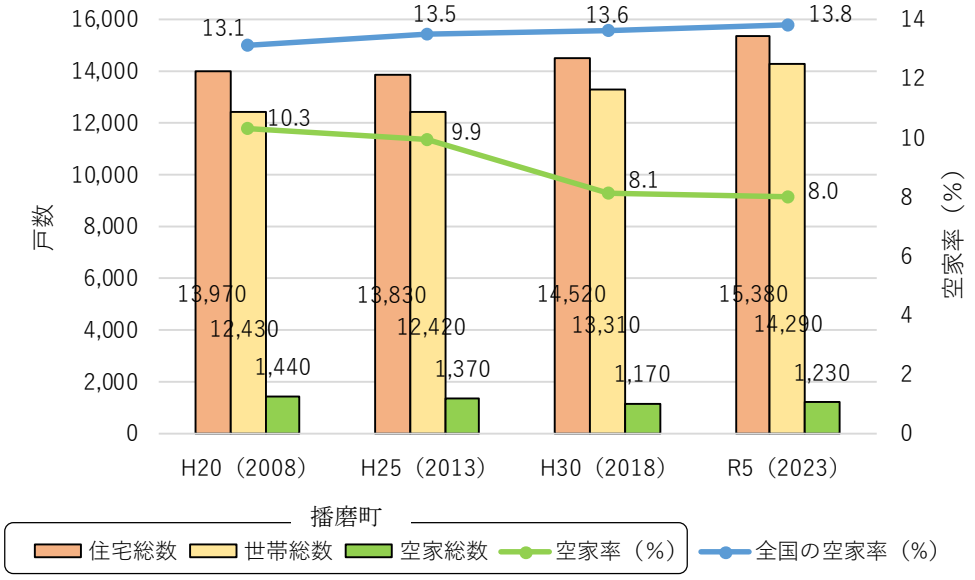


図 1　空き家率の推移

出典：住宅・土地統計調査

注：「住宅・土地統計調査」は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにすることを目的とした国が実施する基幹統計調査です。本調査は標本調査であるため、統計表の数値は標本誤差を含んでいます。

(2)　計画の位置付け

本計画は、空家法第７条第１項に基づき策定する空家等対策計画となります。

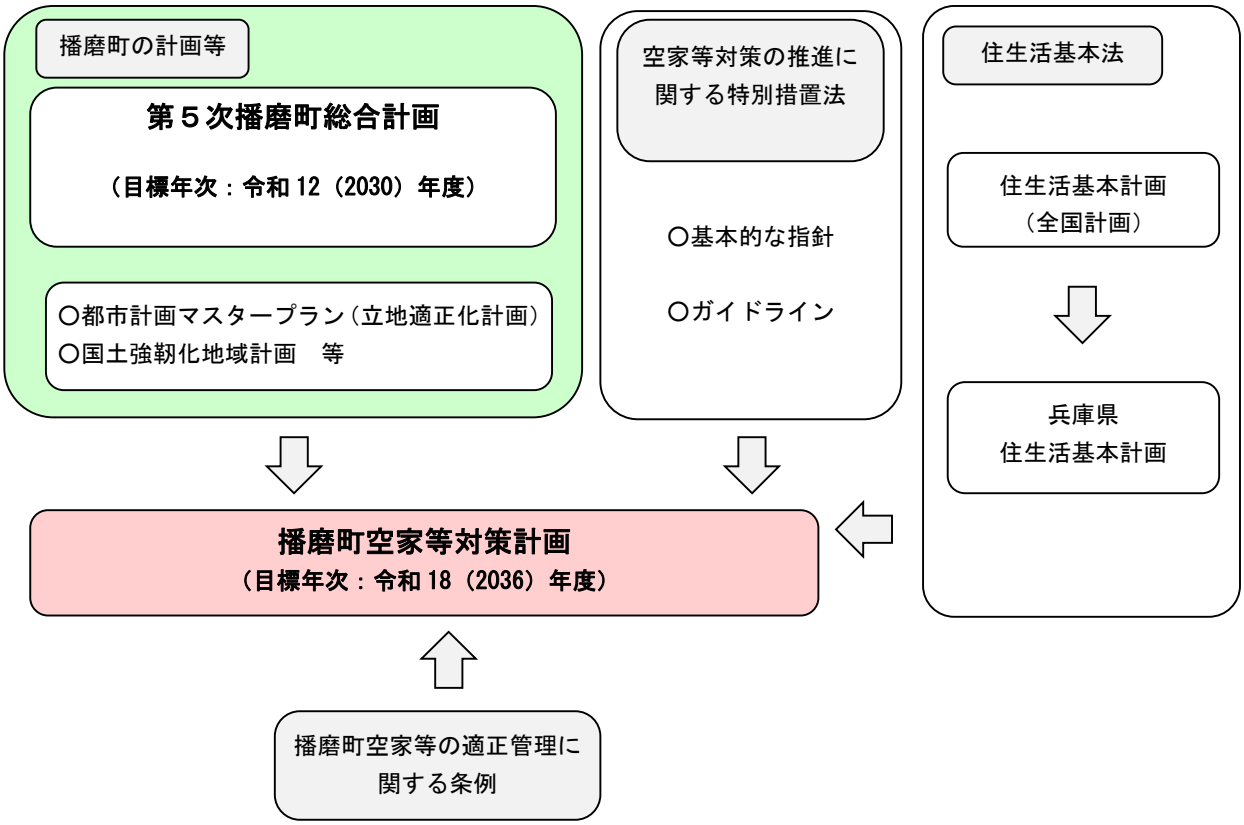


図 ２　計画の位置付け

1. 空家等に関する基本的な方針

1.1 対策の対象とする地区及び空家等の種類

1.1.1 対象とする地区

本町全域を対象の地区としますが、優先的に対策を進めていくべき地区は、「一戸建の住宅が立地する（新島・東新島を除く）地区」とします。

1.1.2 対象とする空家等の種類

対象とする空家等の種類は、空家法第 2 条に規定する「空家等」としますが、優先的に対策を進めていくべき空家等の種類は、「一戸建の空家等」とします。なお、集合住宅については、一部でも現に居住している者がいる住戸がある限り、「空家等」には該当しません。

〇空家等対策の推進に関する特別措置法による用語の定義

「空家等」（空家法　第 2 条第 1 項）

・建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※「居住その他の使用がなされていない」ことが「常態である」とは、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは 1 つの基準である。（空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針一３（１）より）

「特定空家等」（空家法　第 2 条第 2 項）

・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

「管理不全空家等」（空家法　第 13 条第 1 項）

・適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。

1.2　基本的な方針

空家等の管理については、空家法第 5 条において、空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされていることから、所有者又は管理者（以下、「所有者等」）が自らの責任において、適正に管理する義務があります。

本町では、空家等への対応として「活用支援」、「適正管理」及び「除却・跡地活用」を基本的な方針として空家等の状況に応じ所有者等への情報提供や支援を行い、管理不全空家等及び特定空家等への移行予防を図ります。管理不全空家等及び特定空家等については、空家法に基づく「管理不全空家等に対する措置」又は「特定空家等に対する措置」を行います。

また、居住中の住宅についても、空家等の予防意識が高まるよう、空き家の譲渡所得の特別控除等、空家等に関する制度に関し啓発を行います。

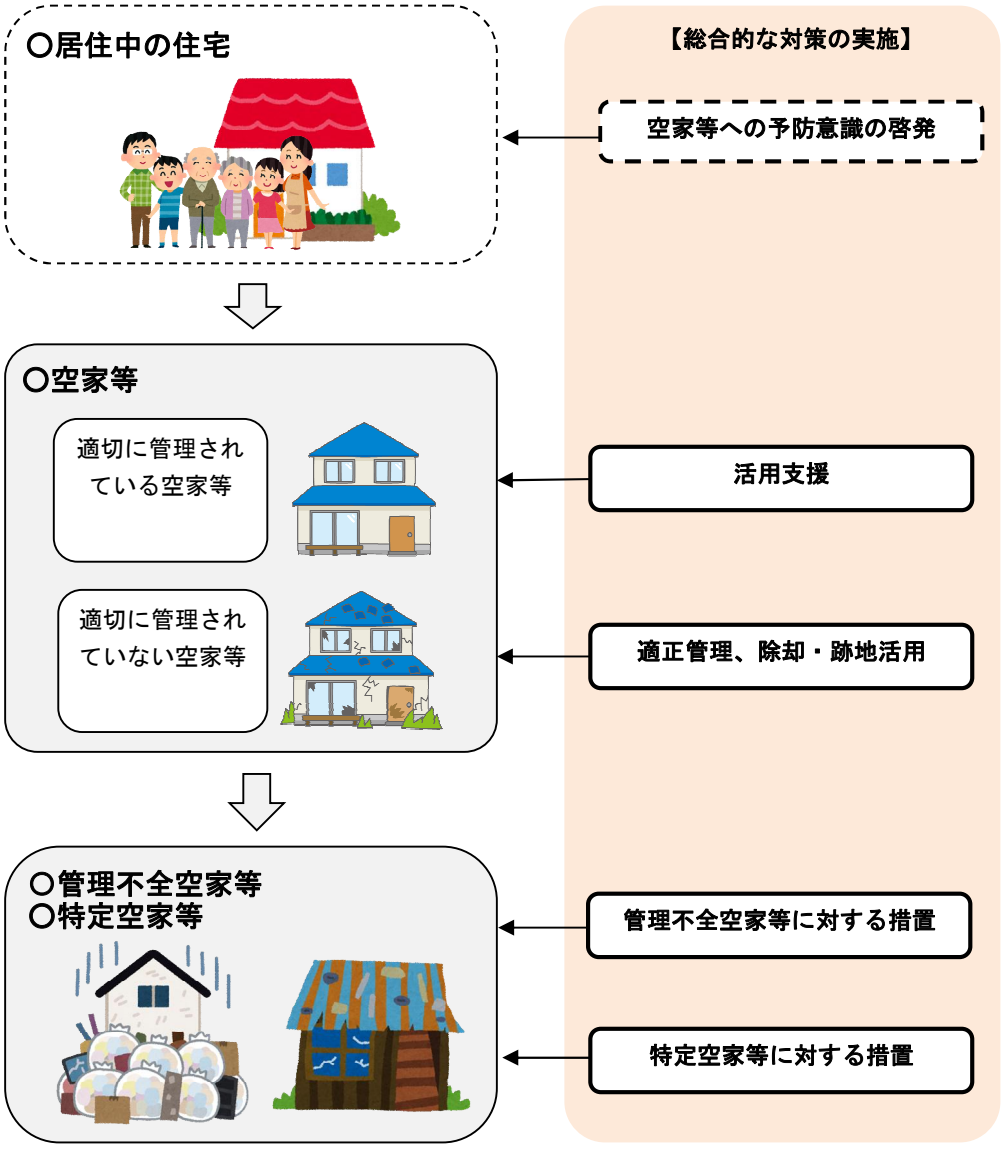


図 3　基本的な方針

2. 計画期間

令和 9（2027）年度から令和 18（2036）年度までの 10 年間とします。

なお、国の空家等の政策動向や社会情勢の変化等を踏まえ、計画内容について必要に応じ適宜見直しを行うものとします。

3. 空家等の調査に関する事項

自治会等の地域住民からの通報や相談、町の現地調査等による空家等の情報について、情報管理システムを活用しながら空家等の情報更新を行います。また、必要に応じて「空き家実態調査」の実施を検討します。

なお、調査等で把握した空家等については、本町作成の「空家等対応マニュアル」に従い、不動産登記簿情報、固定資産税課税情報、住民票情報等により所有者等の確認を行います。

4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の管理については、第一義的には空家等の所有者等が自らの責任において適切に対応することが前提となります。

本町では、所有者等による空家等の適切な管理の推進を図るため、管理不全空家等又は特定空家等になり、町が勧告を行った場合、固定資産税等の住宅用地特例の解除があることについて周知を行い、具体的な管理方法や空家等の維持管理を行う事業者の紹介等、専門家団体等と連携し、町広報や町ホームページ等により情報提供を行います。

また、住民からの多岐にわたる相談へ対応できるよう町庁内関係部署や専門家団体等との連携を図り、相談体制を構築します。

表 1 法令による所有者等の管理責任

法令等	概要
空家法 第 5 条	空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。
空家条例 第 3 条	空家等の所有者等は、空家等が管理不全な状態にならないよう常に適正に管理し、良好な生活環境の保全を図らなければならない。
民法 第 717 条	土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
建築基準法 第 8 条	建築物の所有者等は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

さらに、適切に管理されていない空き家の発生を抑制するために、以下の施策に取り組みます。

○空き家の発生防止を促す啓発や情報の提供

空き家の発生防止のための住民啓発として、町の広報やホームページ、チラシ等を活用し、空家等の適切な管理の必要性、空家等の現状、空家等に係る相談先などの情報を提供し、空家等に関する啓発活動に取り組みます。

○相続登記の促進

相続登記がされないことにより、所有者等が不明となった場合等では、空家等の管理、利活用、売却、解体等を行うことが困難となります。そこで、この問題を解決するため国において、相続登記を義務付ける法改正が行われ令和 6（2024）年 4 月に施行されました。相続人は、相続したことを知った日から 3 年以内に相続登記をしなかった場合には過料が課される可能性があります。

町においては、相続登記が適正に行われるよう所有者等への周知を図っていきます。

○「空き家管理業務」を行う民間事業者の紹介

近年、遠方等の理由で空家等を適切に管理できない方のために、空家等の管理を代行する民間事業者が増えつつあります。町内においても、（公社）加古郡広域シルバー人材センター播磨町支部（シルバー人材センター）が「空き家管理業務」を行っています。平成 30（2018）年 9 月に、本町とシルバー人材センター間で「空家等の適正管理の促進に関する協定書」を交わし、所有者等から空き家等の管理について相談を受けた場合に、紹介を行っています。

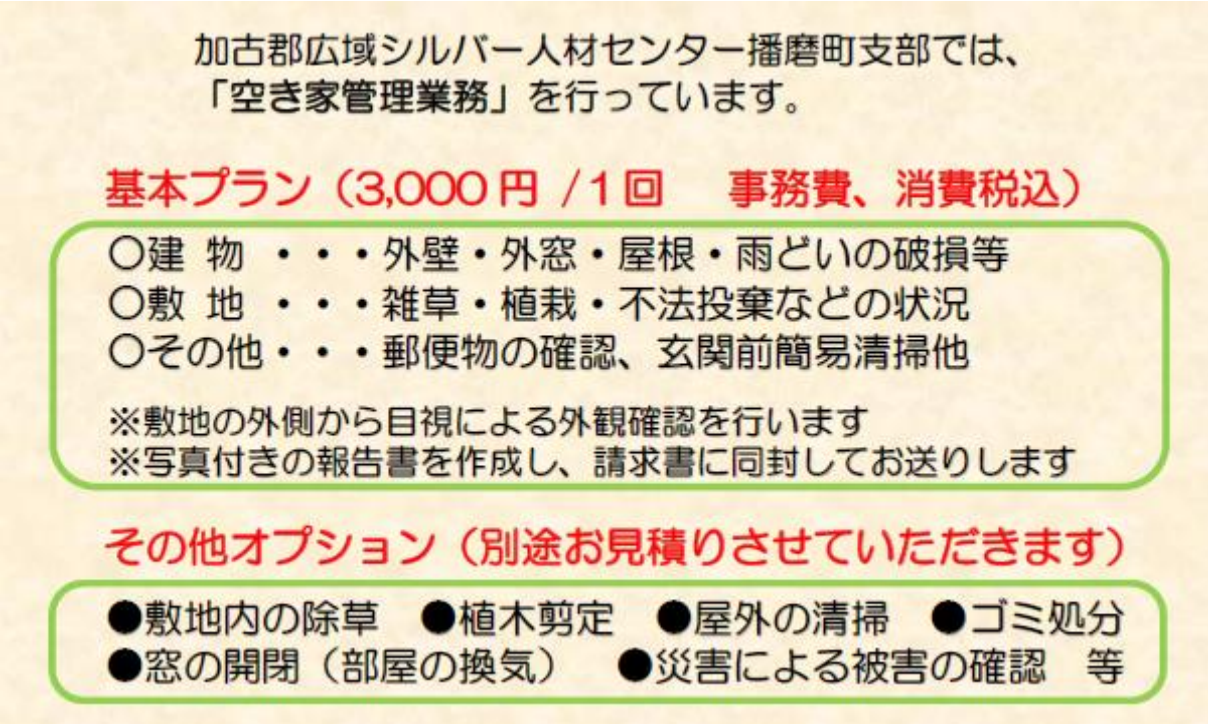


図４　シルバー人材センターによる空き家管理業務

5.　空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

5.1　空家等の利活用の促進

空家等の中には、改修等を行うことで住宅や事業所等として活用が可能なものや空家等を除却することにより跡地を有効に利用できるものがあります。また、現在の所有者等以外で活用意向を持つ方がいる可能性があります。

本町では空家等の利活用を促進するため、空家等の活用に係る補助事業（改修等）や空家等の所有者等とその空家等を活用したい者とのマッチングを図る空家等バンクを実施するとともに民間事業者や専門家団体との連携協定により空家等の除却や利活用に係る相談に対応できるよう相談体制の整備を進めています。今後も空家等の利活用に係る情報発信や制度等の周知を図り、空家等の利活用の促進に取り組みます。

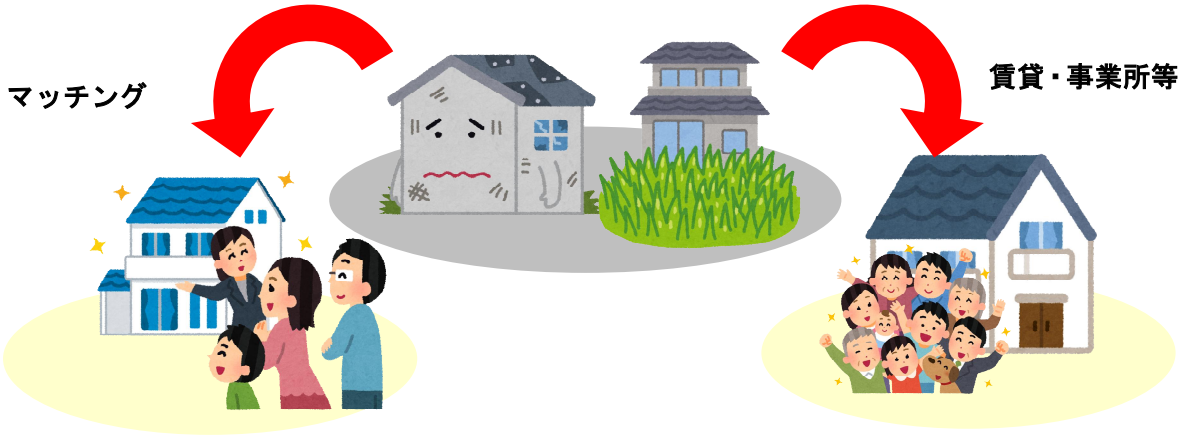


図　５　空家等活用のイメージ

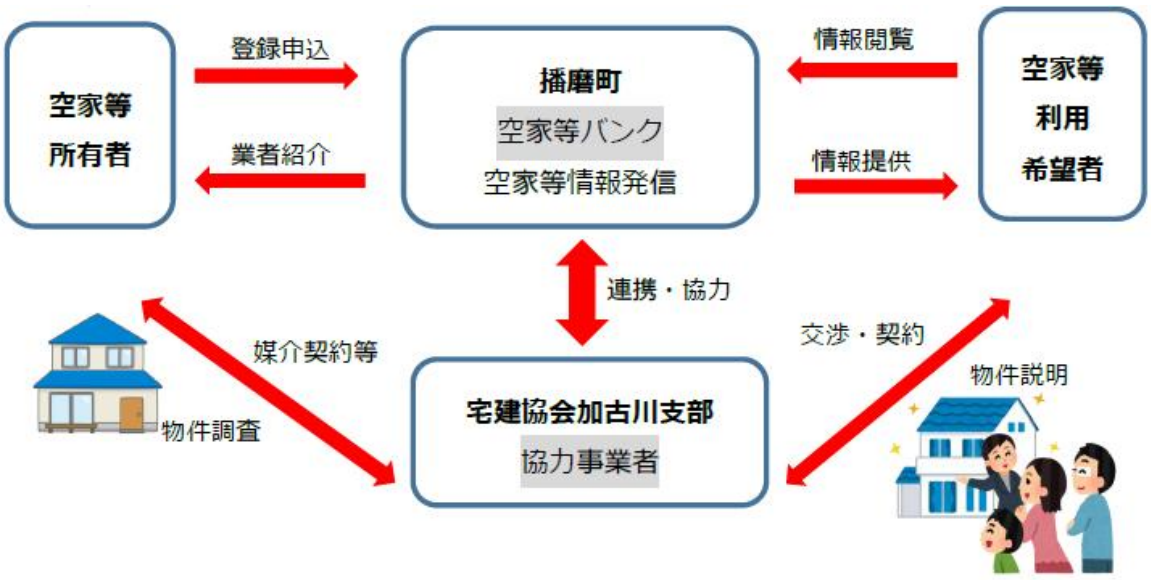


図６　空き家バンク制度の仕組み

5.2　空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例の活用

兵庫県において「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（空家活用特区条例）」が令和４（2022）年４月１日に施行されました。空家等活用促進特別区域（以下「特区」という。）に指定されると、特区内の空家の所有者は現在の活用状況や今後の活用計画について本町に届出を行うこととなります。本町では、この条例を活用し、流通促進、活用支援等を軸とした施策を多面的に実施することで、空家等の活用を促進します。

表 2　空家等活用促進特別区域の指定状況（県指定）

名称	指定年月日
播磨町上野添・北野添地区	令和 6（2024）年 1 月 19 日

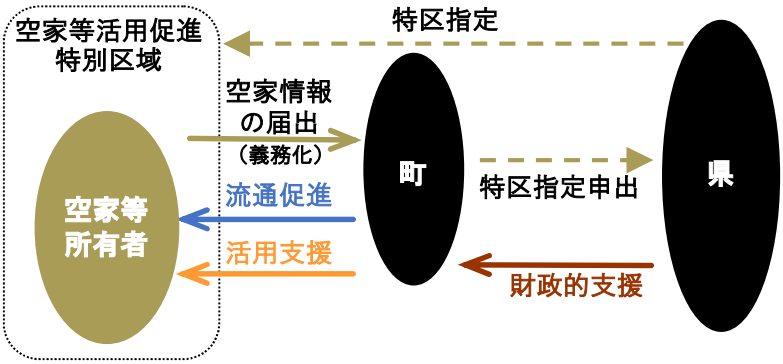


図 7　特区制度の仕組み

6. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置その他の管理不全空家等及び特定空家等への対処に関する事項

管理不全空家等に該当する建築物等は、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがあり、また、特定空家等に該当する建築物等は、適切な管理が行われていないために、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。そのため、本町では、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために必要な措置の実施に向け、町庁内関係部署や特定行政庁との連携のもと、必要な調査を行い、その結果を踏まえ、総合的に判断を行った上で、空家法に定める「管理不全空家等」及び「特定空家等」としての措置を進めます。

6.1 管理不全空家等及び特定空家等に対する必要な調査

6.1.1 事前調査

外観調査の他、必要に応じ、近隣への聞き取り、水道等の使用状況確認等を行い、空家等に該当するか総合的に判断を行います。

6.1.2 所有者等調査

空家等の所有者等は、「空家等対応マニュアル」を基に、不動産登記簿情報、固定資産税課税情報、住民票情報等から特定を行います。

空家等の所有者等は、空家等の所在地から遠方に居住している場合もあるため、所有する空家等の状況を把握していない可能性や、相続により取得した場合、空家等の所有者であることを認識していない可能性も考えられることから、所有者等に連絡を行い、空家等の現状を伝えるとともに、今後の改善に対する考え、処分や活用についての意向等、所有者等の事情の把握を行います。

空家等の所有者等の事情を把握した結果、次のような状況に応じて、空家等の除却、改修、管理等に関する相談窓口や活用できる助成制度を紹介することにより、所有者等の自主解決に向け働きかけを行います。

- 所有者等に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない
- 遠隔地に居住しているために、物理的に自ら対策を講ずることができない
- 経済的な対応の余地はあるが、身体的理由等により対応が困難である

一方、危険が切迫しているなど周辺の生活環境の保全を図るために速やかに措置を講ずる必要があると認められる場合は、特定空家等に対する措置を進めます。

6.1.3 立入調査

特定空家等への措置を講じようとする場合には、まず敷地外からの外観目視調査を行い、必要に応じ、敷地内に立ち入って建物等の詳しい調査を最小限度の範囲で行います。また、立入調査を行う場合は、所有者等に対し通知することが困難な場合を除き、調査を実施する5日前までに、所有者等に通知します。調査については、本町職員又は本町が委任した専門家（建築士や土地家屋調査士等）が実施します。

6.2　管理不全空家等及び特定空家等の判断基準

特定空家等に該当するかの判断については、国が定めた「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（以下、「ガイドライン」）を参考に本町独自で作成した「特定空家等判定マニュアル」（以下、「判定マニュアル」）により判定を行いますが、慎重な判断が求められるため、「播磨町空家等対策推進本部」に諮り、判断を行います。

なお、特定空家等に該当するか否かの判断が困難である場合は、「播磨町空家等対策協議会」の意見を聴取した上で判断を行います。

また、管理不全空家等に該当するかの判断についても、特定空家等の判定方法に準じて判定を行い、特定空家等には該当しないものの、そのまま放置すると特定空家等に該当することとなるおそれがあるものについて、建築物等の状態の程度、周囲への影響等を総合的に考慮し判断を行います。

○「特定空家等」となる「空家等」の状態（空家法第 2 条第 2 項より）
(ｲ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
(ﾛ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
(ﾊ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
(ﾆ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
○「管理不全空家等」となる「空家等」の状態（空家法第 13 条第 1 項より）
そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

表 3　特定空家等の判断基準例（ガイドラインより整理）

	建築物・工作物	雑草・立木	ごみ・物品	動物
倒壊等著しく保安上危険	○建築物の傾斜 ○構造上の損傷 ○屋根、外壁等の脱落、飛散等 ○擁壁の老朽化	－	－	－
衛生上有害	○設備等の破損	－	○ごみの不法投棄	○ごみの不法投棄による動物等の発生
景観阻害	○既存の景観ルールに適合しない等	○立木等の繁茂等	○敷地内のごみ散乱、山積	－
その他、生活環境保全	○不特定の者が容易に侵入等	○立木等による近隣の道路、家屋への影響	○土砂等による周辺の道路、家屋への影響	○動物等による騒音や臭気

6.3　管理不全空家等及び特定空家等に対する措置

管理不全空家等に対する措置については、行政指導である「指導」及び「勧告」になります。

管理不全空家等に対する措置は、「指導」の行政指導から行い、所有者等の自らの意思による解決を促します。「指導」を行った管理不全空家等が改善されないと認められる場合は、繰り返し「指導」を行うべきか、「勧告」をするか検討を行い、必要がある場合は、必要な措置をとることを「勧告」します。また、「勧告」を行った場合には、固定資産税等の住宅用地特例の解除を行います。

特定空家等に対する措置については、行政指導である「助言又は指導」及び「勧告」、不利益処分である「命令」、「代執行」、「略式代執行」、「緊急代執行」になります。

特定空家等に対する措置は、「助言又は指導」の行政指導から行い、所有者等の自らの意思による解決を促します。「助言又は指導」を行った特定空家等が改善されないと認められる場合は、繰り返し「助言又は指導」を行うべきか、「勧告」するか検討を行い、必要がある場合は、相当の猶予期限を付けて必要な措置をとることを「勧告」します。また、「勧告」を行った場合には、固定資産税等の住宅用地特例の解除を行います。

「勧告」を受けた者が正当な理由なく、必要な措置をとらなかった場合、特に必要がある場合は、相当の猶予期限を付けて、不利益処分である「命令」を行います。「命令」を行った場合は、現地への標識の設置や町広報、町ホームページ等により命令が出ている旨を公示します。

「命令」を受けた者が措置を履行しない場合、履行が不十分な場合、又は期限までに完了する見込みがない場合は、周辺への悪影響の程度と切迫性等を総合的に判断し、必要に応じて「代執行」を行います。

なお、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（所有者等）を本町が確知することができない場合は、「略式代執行」、緊急時において除却等の措置を命ずるいとまがない場合は「緊急代執行」になります。

管理不全空家等及び特定空家等の措置を進める中で、所有者等による自主解決に取り組めるように促していきます。

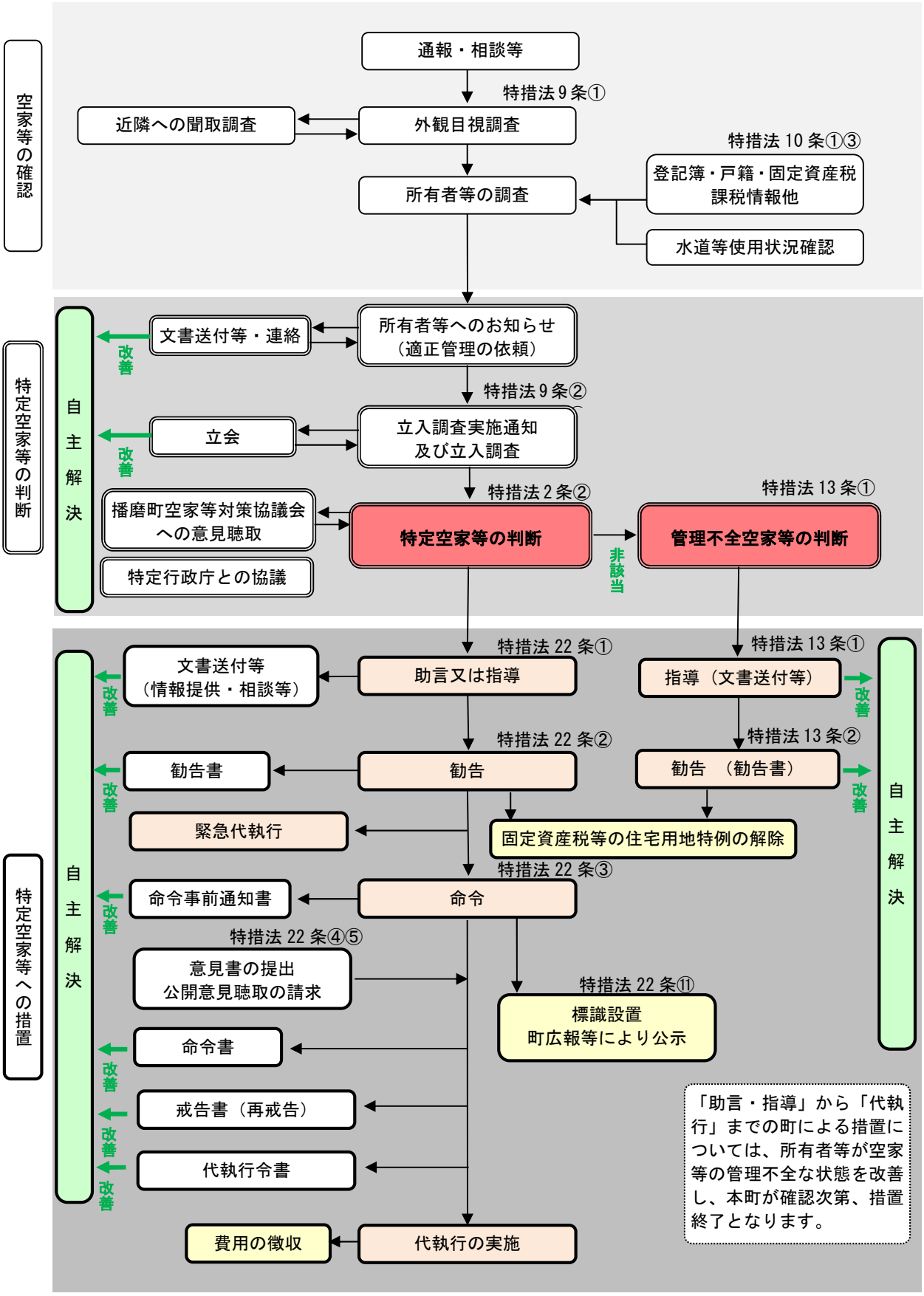

空家等の確認
通報・相談等
特措法９条①
近隣への聞取調査
外観目視調査
特措法 10 条①③
登記簿・戸籍・固定資産税
課税情報他
所有者等の調査
水道等使用状況確認
特定空家等の判断
自主解決
文書送付等・連絡
改善
所有者等へのお知らせ
（適正管理の依頼）
特措法９条②
立会
改善
立入調査実施通知
及び立入調査
特措法２条②
播磨町空家等対策協議会
への意見聴取
特定空家等の判断
特措法 13 条①
管理不全空家等の判断
非該当
特定行政庁との協議
特定空家等への措置
自主解決
特措法 22 条①
文書送付等
（情報提供・相談等）
助言又は指導
改善
特措法 13 条①
指導（文書送付等）
改善
特措法 22 条②
勧告書
勧告
改善
特措法 13 条②
勧告 （勧告書）
改善
緊急代執行
固定資産税等の住宅用地特例の解除
特措法 22 条③
命令事前通知書
命令
改善
特措法 22 条④⑤
意見書の提出
公開意見聴取の請求
特措法 22 条⑪
標識設置
町広報等により公示
命令書
改善
戒告書（再戒告）
改善
代執行令書
改善
費用の徴収
代執行の実施
「助言・指導」から「代執行」までの町による措置については、所有者等が空家等の管理不全な状態を改善し、本町が確認次第、措置終了となります。

図 ８　措置に関する手順

6.4　関係法令に基づく措置

空家法に基づく対応だけではなく、関係する法令や本町の空家条例等の適用も考慮しながら必要な措置を行います。

表 4　関係する法令等

法令等	概要
空家条例 第 6 条	町長は、空家等の所有者等を確知することができない場合において、町民等の生命、身体及び財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐため必要最小限の措置を講ずることができる。
建築基準法 第 10 条	保安上危険な建築物等の所有者等に対し、必要な措置の勧告、命令等を行うことができる。
消防法 第 3 条	火災の予防に危険であることが認められる物件等の所有者等に対し、物件の除却等を命ずることができる。
道路法 第 43 条 第 71 条	道路管理者は、法令等の違反者に対して、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。
災害対策基本法 第 64 条	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。
地方税法 第 349 条の 3 の 2 第 702 条の 3	人の居住の用に供する家屋の敷地については、住宅用地特例により、固定資産税及び都市計画税が軽減されるが、空家法に基づく勧告の対象となった管理不全空家等及び特定空家等の敷地については、住宅用地特例を解除する。
播磨町環境保全条例 第 5 条	所有又は管理する土地建物等について、適正な管理を行い地域の良好な環境の維持、改善に資するよう努めなければならない。

●固定資産税等の住宅用地特例の解除

管理不全空家等又は特定空家等と判断され、勧告を受けた場合、固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例を解除します。

課税標準の特例率

○小規模住宅用地

住宅用地面積≦２００㎡ ：固定資産税　１／６、都市計画税　１／３

（２００㎡を超える場合は　１戸あたり２００㎡までの部分）

○一般住宅用地

住宅用地面積＞２００㎡ ：固定資産税　１／３　都市計画税　２／３

7.　住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

空家等に関する相談や苦情等については、多岐の分野にわたるため、「空家等相談窓口」を設置し、窓口で相談や苦情等をいったん聴き取った上で、それぞれの分野の担当者等に連絡を行い、対応を進める体制を構築します。

空家等相談窓口：播磨町　都市基盤部　都市計画課　電話：079-435-2366

8.　空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家法に基づき、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、外部委員を含む「播磨町空家等対策協議会」を設置するとともに、町庁内組織による「播磨町空家等対策推進本部」を設置します。

8.1　播磨町空家等対策協議会

本計画の変更及び実施に関する協議を行うため、空家法第８条に基づき、町長、地域住民及び法務、不動産、建築等に関する学識経験者等より構成される、「播磨町空家等対策協議会」（以下、「協議会」）を平成 29（2017）年４月に組織しました。

この協議会では、空家等対策計画の変更に関する協議を行うほか、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断が困難である場合についての協議や、特定空家等に対する措置の方針等に関する協議を行います。

8.2　播磨町空家等対策推進本部

本計画に係る具体的な施策を総合的かつ計画的に推進する組織として、平成 29（2017）年４月に町庁内組織として、本部長を副町長で構成した「播磨町空家等対策推進本部」を設置しました。推進本部では、本計画に関する施策の立案及び推進に関することや、管理不全空家等及び特定空家等に該当するか否かの判断に関する業務等を所掌します。

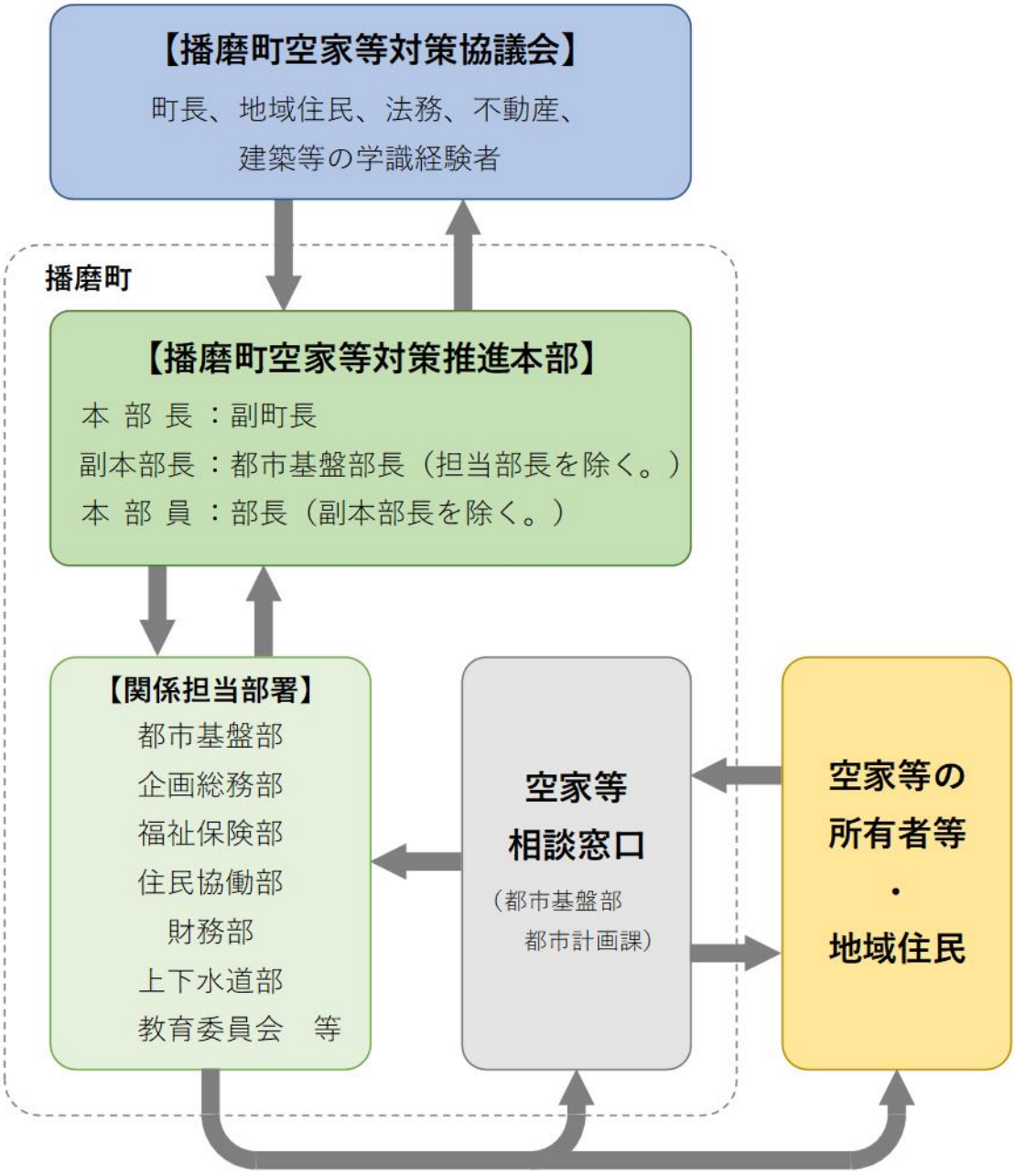


図　９　実施体制図

8.3　町庁内推進体制の整備

空家等の対策は多岐の分野にわたるため、関係部署の総合調整窓口を設けた上で、それぞれの分野に対応する関係部署への連絡、調整を実施するとともに、町庁内での情報共有を進めます。

表 5　町庁内体制

分類	分野	担当課
特定空家等関連	総合調整窓口（とりまとめ部署）	都市計画課
	管理不全空家等及び特定空家等への措置（助言又は指導・勧告・命令・代執行）	都市計画課
	建築物・擁壁の破損や倒壊等	都市計画課 （特定行政庁：加古川土木事務所）
	ごみの放置や不法投棄等	産業環境課
	景観の阻害	都市計画課
	空き地における立木や雑草の放置	産業環境課 （町道影響の場合：土木課）
	有害鳥獣	産業環境課
	不法侵入・火災予防等	危機管理課 （加古川警察署・加古川市消防本部）
	空家等実態調査	都市計画課
	固定資産税等に関する対応	税務課
	上水道の対応	上下水道課
活用促進	空家等相談窓口	都市計画課
	空家等対策計画	都市計画課
	空家等に関するデータベースの整備・更新	都市計画課
	空家等の活用支援事業 （空家等バンク・補助制度等）	都市計画課
	土地・建物の寄附に関する対応	総務課
	住宅相談会	都市計画課
	空き店舗等の活用支援事業	産業環境課
コミュニティ	自治会からの情報に関する対応	協働推進課
	高齢者の住まいに関する相談	健康福祉課

8.4　専門家団体等との連携

空家等の対策は専門知識を必要とするため、状況に応じ専門家団体等と連携を図り対策を進めます。また、空き家管理を行う事業者等との連携についても検討を行い、適切な維持管理に向けた取り組みを進めます。

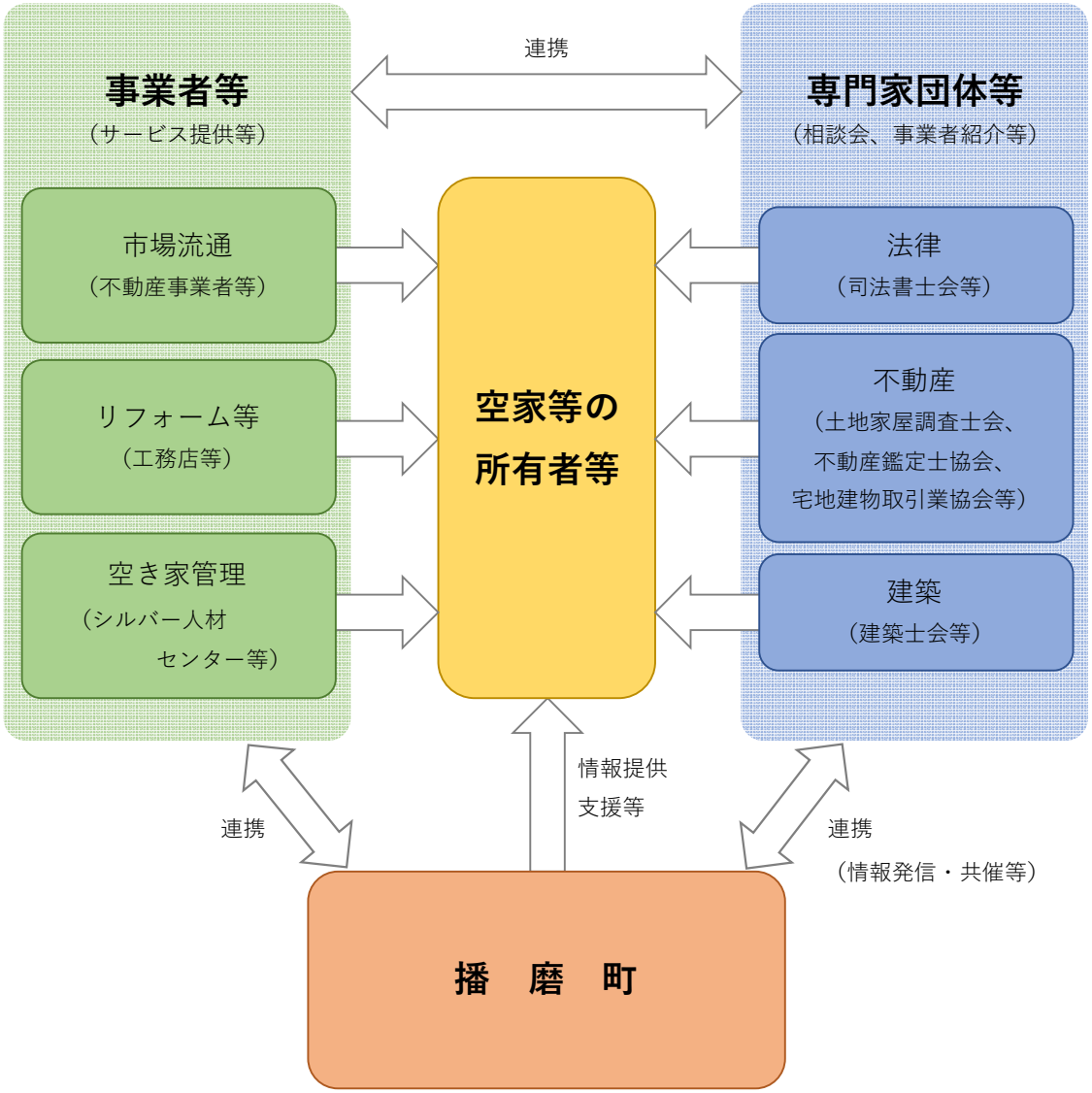


図　１０　専門家団体等との連携

9.　その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

9.1　実効性のある対策に向けた計画等の見直し

計画を着実に実行していくためには、取り組みの進捗状況をチェックし、必要に応じて見直しを行うことが必要です。PDCA サイクルに基づいて進捗管理を行い、計画を推進する上での課題やより効果的な取り組みの実施について検討を行います。

計画期間終了時には、計画に基づき実施した取り組みについて、進捗状況や成果、課題等について検証を行い、その結果を踏まえて本計画の見直しを行います。

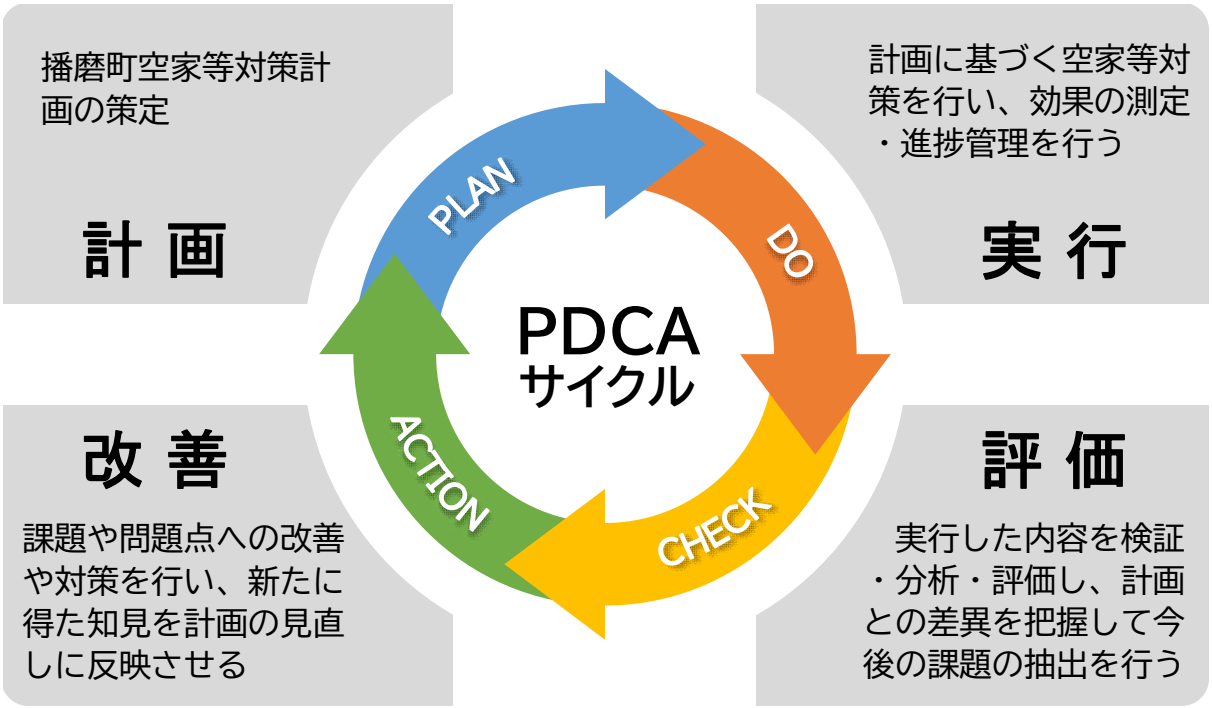


図　１１　　PDCA サイクル

9.2　今後の取り組み等に関して必要な事項

今後、本計画の実施に際し、必要に応じ、関係機関と連携を図ります。